



矢部川

Yabegawa

だより

八女法人会だより

Vol. 56



2020秋号

TAKE FREE

ご自由にお取り下さい



黄金の茶室 (八女市)



この度ものづくりに携わる有志が集まり「Team Culture Box」というプロジェクトチームを立ち上げさせて頂きました。我々の想いは、日本のみならず世界の方々へも八女の文化を発信することです。私たちが暮らす八女地域には特色ある文化が今もお息づいています。文化とは人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらすものです。そして、この地域の文化を醸成する上で大きな役割を果たしてきたものが、仏壇や提灯、餅などの伝統工芸であると考えます。しかしながら、昨今はライフスタイルや価値観の多様化などの影響もあり、伝統工芸の市場は縮小し、それに伴い技術を継承していく職人が激減している現状があります。このままでは八女特有の文化は薄れてしまいます。それは、八女が他の地域の中に埋もれてしまい、持続可能な地域であり続けることが出来ないことを意味します。そこで、私どもは八女の文化、職人の技術を外部に情報発信できる強いインパクトを持ったツールとして「黄金の茶室 in HACO」を下記の概要にて製作する運びとなりました。つきましては八女を代表する多くの職人の方々、また関係者の方々にこのプロジェクトの目的をご理解頂き、ご協力を賜りたいと存じます。

壁面には緊迫 1500 枚を使用。

Team Culture Box

「黄金の茶室 in HACO」

20フィート海上コンテナ（長さ約6m幅約2.5m高さ約2.6m）の内部に仏壇製作の技術を応用し、黄金の茶室を製作いたしました。ワイルドな外観のコンテナの内部には八女の職人たちの繊細な技術が詰まった非日常の空間が広がり、八女の文化や多くの職人技の魅力を一度に体感できる。また、金箔が放つ輝きは「映（ば）える」空間そのものである。移動可能であるというコンテナの特性を活かし、人が多く集う場所に運搬し、長い歴史の中で八女地域特有の文化を形成してきた様々なものづくりの職人やその技術を広く発信することにより、多くの人々に八女の素晴らしさ、職人の魅力について認識を高めてもらいたい。



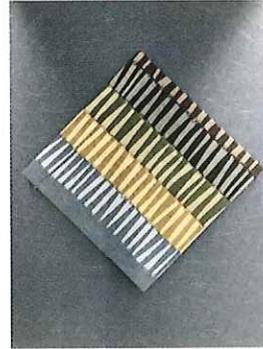
蒔絵。
漆で文様を書き、乾かないうちに金や銀などの金属粉を蒔くことで表面に定着させる技法。



飾金具。
銅板にたがねを使って紋様を彫り込んでいく。



竹細工。
歴史は300年以上。良質な竹を使い丈夫さと美しさを兼ね備えている。



日本3大餅の一つとされる久留米餅。江戸時代の後期に、井上伝という当時12歳の少女が創始したとされる。



260年以上の歴史を誇る八女矢。良質の篠竹で作られ、矢飛びの良さとその美しさが特徴。

◇◇◇◇黄金の茶室を彩る八女の職人たち◇◇◇◇



(有) 馬渡石材産業

福島正治 FUKUSHIMA MASAHARU
 自社で石山を所有している八女でも数少ない石材所の一つ。現在は石灯籠の他、仏像やモニュメントなどの製作も行っている。福島正治さんは、高校卒業後、すぐに石材産業の道に入った。茨城県で技術を磨き、今では八女で数少ない石仏像を作ることのできる職人である。



(有) 坂田織物

坂田和生 SAKATA KAZUO
 久留米紆の素晴らしさを知ってもらうために伝統を守りながらオリジナルに溢れる新柄紆の製造や雑貨などの商品化を積極的に行っている。5歳から紆製造に携わる。ニューヨークなどにも積極的に出向き、久留米紆の魅力の世界に向けて発信している。



相良矢工房

相良亘社 SAGARA HIROSHI
 創業宝暦8年。竹矢をはじめ様々な矢の製造販売を行う。相良亘社さんは、現在59歳。飛びの良さと矢羽根の美しさに定評がある八女矢の製作に40年携わっている。これまでの経験を活かし使う人に合った矢と弓を提供している。



竹細工職人

荊尾繁樹 KARIO SHIGEKI
 昭和22年生まれ飯塚市出身。元中学校の理科教師。60歳で退職し、樋口精一氏の技術指導のもと竹細工を始める。現在、八女伝統工芸館内で作業実演を行っている。



入部鋳金具製作所

入部一臣 IRIBE KAZUOMI
 入部一臣さんは、昭和52年生まれの42歳。24歳から寺院仏具や仏壇の金具製作に従事している。現在は新たな試みとしてアクセサリやベルトのバックルなどの製作も行う。



(有) シラキ工芸

永山庸子 NAGAYAMA YOKO
 八女提灯の製造元。若い職人たちが日々八女提灯の製造に取り組む。永山庸子さんは25歳の若手の絵描き師。佐賀大学芸術地域デザイン学部を卒業。現在、山水画や秋草など提灯図柄全般を描いている。若い感性を生かした新たなオリジナル図柄の製作にも取り組んでいる。



松本蒔絵店

松本仁邦 MATSUMOTO HIROKUNI
 松本仁邦(ひろくに)さんは、1953年生まれ長崎県島原出身。23歳のときに鹿児島県川辺の蒔絵師に弟子入り。30歳のときに独立し、八女市新庄にて仏壇蒔絵師として開業。伝統的な図柄に限らず、様々な要望のデザインの蒔絵を描いている。



(株)おがた佛具店

野口朴 NOGUCHI SUNAO
 中学卒業後、仏壇製造の道に入る。60年以上のキャリアを持つ大ベテラン。現在、おがた佛具店の工房で二人の若手職人への技術指導を熱心に行い後継者の育成にも力を入れている。自分自身も向上心を持ち仏壇をはじめ様々な宗教用具製作に取り組んでいる。



(有) 井上製作所

吉岡伸哲 YOSHIOKA NOBUYOSHI
 特注家具、建具の製作所。吉岡伸哲さんは26歳のころより22年間、木工に携わる。依頼者の要望に一つ一つ丁寧に応えることができるよう木の性質を見極め、木に新たな命を吹き込む職人である。



(株)アズマ

中島匠太郎 NAKASHIMA SHOUTARO
 偉大な父の背中を追いかけて、6年前、板金職人の道をこころざす。様々な現場での経験を積み、その誠実な仕事ぶりは職場内外でも高く評価されている。一日も早く誰からも認められる職人になるために日々精進している。



今後は、情報発信の対象を八女地域の方々は勿論のこと、地域外の方々や海外の方々まで視野に入れ活動を行う。

現在、八女伝統工芸館の駐車場に常設展示を行っておりますが、イベント等への設置等をお考えの方は、ご連絡いただきますと対応いたします。

Team Culture Box

- (株)アズマ 中島 一嘉
- (有)井上製作所 井上 裕樹
- (株)おがた仏具店 緒方 大輔

連絡先
 担当：緒方大輔
 TEL:0943-23-1424
 E-mail:ogtdisk928@gmail.com



経理の力! (中級講座) ステップアップセミナー

2月4日(木)
9:30~12:30

八女商工会館2F
講師 林 忠史 氏

著書 「1日わかる経理」
「若手OLがいきなり会社の経理をまかせられる」など



◆会 員:無料

◆非会員:500円

実務の確認・見直しから更なるステップアップを
図りたい方まで! 基本の確認と土台の強化をして
更なる高みを目指しましょう。

総務力(中級講座) ステップアップセミナー ☆労働管理の重要性☆

2月4日(木)
13:30~16:30

八女商工会館2F
講師 林 忠史 氏



◆会 員:無料

◆非会員:500円

総務担当者の皆様にとって、労働管理の仕組みを作り運営
していくことは必要不可欠です。
「働き方改革」等によって労働管理の重要性が増している
なか適切な労働管理を行う上での基本と実務上のポイント
を学びます。

簿記2級講座 商業簿記講座

10月22日(木)~1月14日(木)

毎週木曜日 全12回

18:00~21:00

12月31日(木)は休み

八女商工会館2F
講師 河野孝信氏



◆会 員:5,000円

別途テキスト代

◆非会員:8,000円

別途テキスト代

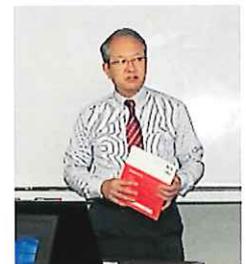
2月3日(水)~3月3日(水)

毎週水曜日 全5回

13:30~16:30

場所 パソコンスクール
PCワークス(筑後市)

講師 PCワークス専任講師



◆会 員:2,500円

◆非会員:4,000円

(テキスト代含)

フラワーアレンジメント講座

12月28日(月)

18:00開始

八女商工会館
2F大ホール

◆会 員:3,000円

◆非会員:3,500円



講師

八女グリーン 江淵康枝 氏

医療健康セミナー

9月11日(金)

13:30~15:30

呼吸法
ストレッチ・骨盤矯正

有酸素運動

筋トレ

ヨガ



講師 小久保晴代 氏 (フリーアナウンサー・健康管理士)
免疫力アップ・肩こり・首こり・不眠などの悩みを解決しましょう。

参加料無料



第8回定時総会

八女商工会館

6/4
(木)

今年は新型コロナウイルス感染症予防対策のため、例年と違って規模を縮小しての開催となりました。来賓の臨席もなく、恒例の講演会も中止になりました。

定時総会は大石副会長の開会のことばで始まり、功労者表彰も名前の紹介のみでした。議事は第1号議案「2019年度収支決算報告承認の件」の審議があり、原案どおり可決承認されました。報告事項では「2019年度事業報告」「2020年度事業計画」「2020年度収支予算」の報告がありました。北島副会長の閉会のことばで終了し、参加者全員で記念撮影をしました。

その後の会員交流会も中止になりました。



堤会長



4月16日(木)
ゆめタウン八女

献血活動

3月16日(月)
ふじの里

7月22日(水)
ふじの里



八女ライオンズクラブとの共催で、社会貢献活動として献血活動を開催しました。170名(採血161名)の方に参加していただきました。

また、黒木ライオンズクラブとの共催で開催しました。3月は111名(採血98名)、7月は113名(採血103名)の方に参加していただきました。ありがとうございました。



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
 （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
 （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
 ▷個人：課税期間の翌年の3月末
 （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの
▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 (入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日) ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件 (取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内) ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。





着任のあいさつ

八女税務署長 ももた まさみ 百田 雅己

本年7月の定期人事異動で八女税務署長を拝命しました百田でございます。

まず、本年7月からの豪雨により、被害を受けられた皆様及び関係者の方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、公益社団法人八女法人会の皆様方には、平素から税務行政全般につきまして深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、八女税務署に平成13年の一年間勤務経験があり、今回が二度目の勤務となります。

管内は、豊かな大地に生まれ古代から栄え、手すき和紙をはじめ伝統工芸品や茶・いちご・電照菊などの農産物とともに、お酒も大変美味しい土地柄ですが、何にも増して人情味溢れる八女税務署管内の地で再び勤務する機会に恵まれたことを大変光栄に思っております。

さて、八女法人会におかれましては、税に関する知識の普及と納税意識高揚のため、各種研修会や小学生を対象とした租税教室、税に関する絵はがきコンクールの開催などの社会貢献活動に熱心に取り組まれていると伺っております。税務行政に携わる私どもといたしましても大変心強く感じております。

これからも、長年築かれた皆様方との信頼と協調関係を大切に、八女法人会の活動が一層充実したものとなりますように、従来以上に連携・協調関係を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも税務行政に対しましても、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、ICT技術の進展や経済取引のグローバル化など、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、国税庁では「税務行政の将来像」を公表するとともに、様々な業務改革やインフラ整備に取り組んでいるところです。

ICTを活用した納税者の利便性の向上面からご紹介しますと、国税庁ホームページ等からダウンロードできる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」の無償提供やマイナポータルを活用した所得税確定申告書の簡便化等を順次開始予定としており、e-Taxについても更なる利便性の向上を図り、e-Taxの一層の普及・添付書類を含めた電子化に努めてまいります。

当署といたしましては、各種の制度・手続を円滑に導入するために、あらゆる機会を通じた周知・広報、説明会の開催、相談への対応等に引き続き取り組んでまいります。

八女法人会の皆様方におかれましては、このような取組について一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、公益社団法人八女法人会の益々のご発展と、会員各社皆様方の更なるご事業のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

年末調整説明会の中止について

令和2年分の年末調整説明会につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、開催を中止させていただきます。

お手数をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページをご覧ください。

《問い合わせ先》

八女税務署 法人課税部門 源泉所得税担当

0943-23-5191（内線 8212、8213）

自動音声案内で『2』を選択してください。八女税務署におつなぎします。

国税局猶予相談センターのご案内

国税局猶予相談センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な方からの、猶予制度に関する質問や相談を専門にお受けしています。

《問い合わせ先》

国税局猶予相談センター 0120-782-538（フリーダイヤル）

国税局電話相談センターのご案内

国税に関する一般的なご相談（制度や法令等の解釈・適用についてのご相談や手続案内など）については、国税局電話相談センターにおいて、国税局の職員がお答えしています。

《問い合わせ先》

八女税務署 0943-23-5191

自動音声案内で『1』を選択してください。国税局電話相談センターにおつなぎします。

国税庁ホームページのご案内

国税庁ホームページはこちら



国税の納付には 便利な納付手段をご利用ください！

国税の納付手続には、次の方法がありますので、是非ご利用ください。
各納付方法の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)
をご確認ください。

◆ 金融機関 ◆

銀行や郵便局などの金融機関窓口で、現金に納付書を添えて納付ができます。
納付書は金融機関窓口にて備え付けておりますが、在庫がない場合等があります。



◆ 振替納税 ◆

申告所得税及び復興特別所得税や個人事業者に係る消費税及び地方消費税について、事前に届出をした預貯金口座から自動引落としします。



◆ 電子納税 (e-Tax) ◆

自宅やオフィスなどのパソコンやスマートフォン等から納付ができます。

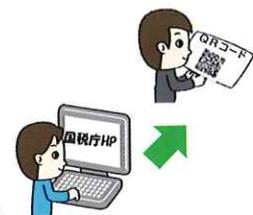
- ダイレクト納付
e-Taxによる簡単な操作で、即時又は指定した期日に、事前に届出をした預貯金口座から引き落としします。
- インターネットバンキング等を利用した納付



◆ コンビニエンスストア ◆

コンビニエンスストアの窓口で納付が可能です (利用可能額は30万円以下)。

- コンビニ納付用QRコード
国税庁ホームページ上において、自宅などのパソコン等でコンビニ納付用QRコードを作成することができます。
- バーコード付納付書
税務署で発行されるバーコード付納付書が必要となります。



※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

災害により被害を受けた場合の税務手続等について

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。
災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等がありますので、
状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

1 申告などの期限の延長について

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

例えば、毎月10日（納期の特例の適用を受けている方は7月10日、翌年1月20日）が納付期限の源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、災害により被害を受けたために期限までの納付ができない場合には、期限の延長（災害による申告、納付等の期限延長申請）を受ける手続があります。この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、税務署にご相談ください。

2 納税の猶予について

災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

3 所得税の全部又は一部の軽減について

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

また、給与、公的年金、報酬などから徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

4 消費税簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例について

災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（、又は適用を受けることの必要がなくなった場合）には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（、又は適用をやめること）ができます。

（注） 災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます。



株式会社おがた佛具店

〒834-0006 八女市吉田844(国道3号線沿い)

TEL0943-23-1424 FAX0943-23-1363

HP <http://www.yamebutudan.com/> Eメール ogataryu@vega.ocn.ne.jp

代表取締役 緒方 大輔

～八女地域特有の産業・文化「仏壇づくり」～

1978年に初代代表・緒方龍介が八女市吉田の地にて独立開業し、45年の月日経ちました。創業以来、ご家庭用のお仏壇をはじめ、神社仏閣の宗教用具・納骨壇などの製造、販売、修理修復に携わらせて頂きました。しかし昭和、平成、令和と時代の移ろいに伴い、「先祖」「供養」「信仰」に対する価値観は多様化し、業界を取り巻く環境は決して楽観視できるものではなくなってしまいました。当社は皆様が想う、祈りの空間創りに幅広くご対応できるよう企業努力を継続することは勿論のこと、守るべき伝統工芸の技術を新世代の職人に伝承し、その技術の新たな可能性に向かって挑戦を続けてまいります。



展示場外観



各種寺院仏具



各種修理・修復



納骨壇



彩色・金紙工事



オリジナル仏壇「彩」シリーズ

有限会社 王将寿司

筑後市大字下北島308-2
TEL 0942-53-0719
FAX 0942-53-7427



代表取締役 野口 剛

当社は創業45年、法人化し23年、たくさんのお客様に支えられ、この度王将寿司並びに秀水庵を新たにオープンするに至りました。今回の新装オープンに際し、これまでの寿司処王将寿司に加え、最大80名収容可能な秀水庵を併設致しました。

祝・法事・会合等といった、様々なシーンでより多くの皆様方にご利用して頂きたいと思っております。また、店内においては、空間や間取りなどを広く設け、お客様にゆったりとした時間を過ごして頂き、心に残る味一品、おもてなしを提供させていただきます。

感謝の気持ちを胸に、決意新たに日々精進を重ねていく所存です。今後共、変わらぬご指導・ご愛顧の程をよろしくお願い致します。

6月1日より新装グランドオープン致しました。

王将寿司
夜コースのご案内
お客さまの予約も可能な夜コースをご用意致しました。

おまかせコース
四〇〇〇円〜 七品
おまかせコースの主な内容(五五五、〇〇〇円)
小鉢八寸盛り合わせ(5月の無休日物変わり鉢
五〇〇〇円)
本日の日替料理(寿司盛り汁物
七〇〇〇円)

こちら以外の金額でもご予約可能です。ご相談下さい。
コース料理は四名様からのご利用となります。

王将寿司お席について
カウンター 八席
高テーブル 椅子十二席
縁側 八名までのご利用になります。
特別室 六名様のご利用になります。

秀水庵
昼の部(祝祭日を除く)
山菜花 さきか 九品 四、五〇〇円
花水木 はまぐり 十品 五、五〇〇円
供本鉢 はまぐり 別々(おまかせ)七、〇〇〇円

夜の部(団体は別注です)
ご宴会コース
四〇〇〇円〜 七品(おまかせ)五品(おまかせ)七品
ほろコース
四、五〇〇円〜 九品
秀水庵 お席について
個室 八名〜最大収容 八十名

お席のご案内 昼の部(おまかせコース) (平日のみ限定 祝祭日は休み)
1,820円(税別) 前菜九種盛り・茶碗蒸し・寿司(おまかせ4品・巻物)・天婦羅・デザート
3,190円(税別) 前菜九種盛り・茶碗蒸し・寿司(おまかせ6品・ミニにイクラ盛)・天婦羅・本日の一品・デザート
※(おまかせ)は当日の在庫状況により変更する可能性があります。お問い合わせください。
※6名様以上の場合は個室のご利用が可能です。予約にご予約ください。
※祝祭日に休業です。お問い合わせください。

記憶に残る一皿
お電話でのご予約
お問い合わせ

0942-53-0719
本館が定休日ですが、ご予約状況によっては休日営業いたします。お問い合わせ下さい。

王将寿司
昼の部 11:30~15:00 (14:00 OS)
昼食時予約の日はお休みとなります。
夜の部 17:00~22:30 (21:30 OS)
日曜・祝日は17:00~21:30 (20:30 OS)

秀水庵
(団体・祝法事専用 全室8名様以上)
昼の部 11:30~15:00 (14:30 OS)
夜の部 17:00~22:30 (21:30 OS)

〒833-0031 福岡県筑後市大字下北島308-2
<https://ohsho-ditkugo.com/>

8名から最大80名までご利用できる個室を各種ご用意しております。

バス送迎は15名様から承ります。

ご宴会のコースはご予約に応じて、予めご相談ください。

ランチ営業は平日のお昼のみの営業となります。

仕出し・身割盛り合わせ 刺身・焼物もご準備いたします。

厳選された国産食材の食味を誇らし、時代をゆく美しい伝統を継承した和のスタイル。美食の道をお拓くください。

企業紹介

オーダ一家具・建具設計施工
【福岡県知事 許可(般-28)第73353号】

井上製作所

八女市黒木町本分858-2
TEL 0943-42-1135
FAX 0943-42-2940
E-mail inoue-seisakusho@hkg.odn.ne.jp

代表取締役 井上 裕樹



About us

あなたの思いを形に代える創造集団

家具も建具も制作するものすべてが
「手作り」の一点物。

職人が腕によりをかけて
ひとつひとつ「心」を込めて
製作いたします

INOUE.
s e i s a k u s h o i n c .

昭和49年創業より、八女市の地元の方々、関係各位様に支えられお陰様で本日まで営業することができました。

皆様への感謝はもちろん、今日まで一緒に進み、最高のものを作り続けてくれる職人にも感謝しています。

職人、スタッフ一同ものづくりを通じて、皆様に貢献してまいります。



八女税務署職員の異動（令和2年7月）

所 属	転 出 者		転 入 者	
	氏 名	新 所 属	氏 名	前 所 属
署 長	長 尾 雅 博	福岡国税局	百 田 雅 己	福岡国税局
総 務 課	川 口 哲	福岡国税局	北 村 健 悟	(個人課税部門)
管理運営・ 徴収部門	村 上 英 則	博多税務署	石 井 泰 代	久留米税務署
	石 山 育 代	福岡国税局	清 水 美 由 紀	大牟田税務署
	野 元 章 子	辞 職	緒 方 和 幸	川越税務署
	渡 邊 由 紀 子	退 職		
個人課税 部 門	渡 利 孝	博多税務署	和 田 圭 司	博多税務署
	久 間 洋	退 職	笹 渕 昭 弘	福岡税務署
	古 賀 淳 子	佐賀税務署	池 内 夏 実	福岡国税局
	井 口 紗 織	大牟田税務署	角 野 信 元	西福岡税務署
	北 村 健 悟	(総 務 課)	平 元 大 樹	筑紫税務署
			酒 井 映 奈	(新規採用)
法人課税 部 門	林 田 庄 一	辞 職	野 本 春 香	久留米税務署
	松 崎 沙 織	福岡税務署	大 澤 結 子	博多税務署
	榊 瑠 花	大川税務署	椛 島 拓 郎	(新規採用)
	南 勇 太	辞 職		